

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/20090331000>

99

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

### （受発注者共同による品質確保）

**第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

### （ウィークリースタンス）

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

（1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

### （Web会議【受注者希望型】）

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

### （Web検査【受注者希望型】）

**第11条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

**（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第13条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

**（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第14条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

**（本業務の特記仕様事項）**

**第15条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務の名称

R 8 企総管 旧川口寮 石綿含有分析調査業務

## 2 委託業務箇所

那賀郡那賀町吉野  
旧川口寮

## 3 業務の内容

- 除却予定の建築物において、県が指定する試料（20検体：別紙参照）を採取し、アスベスト含有率分析（定性分析）を行うものとする。  
※採取箇所の補修は簡易補修とする。  
※JISによる『建材製品中のアスベスト含有率測定方法』に基づき実施。
- 試験項目は、クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトの6項目とする。
- 分析結果の速報を令和8年5月29日までに監督員に報告すること。

## 4 成果品

- この委託業務の成果品は次のとおりである。

|                        |    |
|------------------------|----|
| ア 調査結果報告書（印刷物）         | 3部 |
| イ 調査結果報告書のPDFデータ（CD-R） | 1部 |

## 5 留意事項

- 次の各号に留意し、業務を行うものとする。
  - ア 労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び石綿障害予防規則等の関係法令を遵守すること。
  - イ 本仕様書に適合しない事項があると認めた場合は、業務の内容変更及び手直しを指示することがある。
  - ウ 本仕様書に定めのない事項は、係員と協議して定めるものとする。

## 別紙

### 調査箇所一覧

#### 【外部】

- 1 外壁
- 2 外壁（増築部）
- 3 屋上シート防水
- 4 屋上シート防水（増築部）
- 5 パラペットシングル葺き
- 6 パラペットシングル葺き（改修部）

#### 【内部】

- 7 居室天井
- 8 居室壁
- 9 居室間仕切壁
- 10 押入天井
- 11 押入壁
- 12 物置壁
- 13 脱衣室壁
- 14 シャワー室壁
- 15 パントリー壁
- 16 ボイラー室天井
- 17 廊下天井
- 18 廊下（増築部）天井
- 19 廊下床
- 20 階段裏